

第1526号

AFN-1526

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2024年 8/19 (月)

『免税店での不正が続出！ 消費税免税の条件は意外と複雑』

近年、免税店がらみの不正ニュースが相次いでいる。今年4月、中古ブランド品販売の大黒屋が転売目的の外国人に免税価格で販売したとして追徴課税になったことが話題になった。

「免税店で買いさえすれば消費税は免除」。そう思われがちだが、実際の条件は複雑だ。購入者は旅行者など国外消費が確実な者でないといけない。店側は販売時、旅券等でこれを確認する義務がある。購入額も条件付きだ。化粧品や飲食料品などの購入額は税抜で1日あたり50万円以下とされている。なお、免税になるのは生活用購入のみだ。事業用や販売用は課税される。



報道される不正は、これら条件を無視したものだ。店舗での確認不足、国内転売や大量購入が多いが、日本人が旅行者に金を握らせ「免税店で買ってきて」と頼むこともあると言う。

出国時に不正がバレたら本来、未納分は即時徴収される。しかし大半は旅行者本人の無資力により未徴収で終わっている。これを鑑み、令和6年度税制改正で免税制度の見直しの方向が示された。

しかし具体的な検討は次年度改正に持ち越しである。税関での混雑解消などの課題を解決しないと不正は抑止できそうにない。

『地域別最低賃金額改定目安 全ランクで50円引上げ』

中央最低賃金審議会では、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置、審議を重ねてきたが、この度、令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表された。都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をAランク6都府県、Bランク28道府県、Cランク13県の3ランクに分け、引上げ額の目安を提示しているが、ABCすべてのランクで引上げ目安が50円という結果となった。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にして、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上で答申を行い、各都道府県労働局長が決定することとなる。仮に目安通り各都道府県で50円の引上げが行われた場合、全国加重平均は1,054円となる。

全国加重平均の上昇額は50円(昨年度は43円)となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額に。引上げ率に換算すると5.0%(昨年度は4.5%)となる。昨年は最終的に24県が答申から上乗せして最低賃金が決まる経緯もあったことから、今後、目安をベースにどのように最終的な金額が決まるか注目が集まっている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com